平成２２年（フ）第１９０３号
福岡市城南区樋井川１丁目24番７―204号
債務者　坂井　輝美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４９号
福岡市西区野方２丁目13番12号
債務者　原　　雄也
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８５号
福岡県朝倉市甘木1225番地１第一森田ビル302号、住民票上の住所福岡県小郡市大崎1134番地１
債務者　岡本　祝寿
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１０号
福岡市博多区比恵町２番28号
債務者　早戸　壽子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１６号
福岡市西区上山門１丁目15番１―210号
債務者　星　　龍二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１７号
福岡市西区上山門１丁目15番１―210号
債務者　星　　千夏
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２３号
福岡市城南区金山団地45番301号
債務者　詫摩　光子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５７号
福岡市早良区早良７丁目９番20号
債務者　西嶋　竜也
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２２号
福岡市東区香椎台３丁目19番12号
債務者　臼杵　順子（旧姓秋吉）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４０号
福岡市城南区七隈５丁目９番19号
債務者　本田　修三
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５９号
福岡市博多区祇園町８番13号　第一プリンスマンション714号
債務者　植村京子こと　鄭　　京子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６２号
福岡市南区南大橋１丁目16番32―404号
債務者　原坂　泰盛
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６５号
福岡市早良区田村４丁目22番11―101号
債務者　岩元　祐加（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２００号
福岡市早良区小田部３丁目26番３―403号
債務者　日南　弘幸
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１４号
福岡市南区五十川２丁目25番15号
債務者　渡邉　裕貴
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２２号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目26番８―203号
債務者　藤川　貞則
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４４号
福岡市早良区南庄２丁目21番17号
債務者　佐々井　亮
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５１号
福岡市中央区六本松４丁目１番16号
債務者　郷田トモ子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部